

住民組織と地域社会の構造

——兵庫県6地域の比較研究（その2）——

倉田和四生

はじめに

- [1] 研究枠組
- [2] 新宮町の地域住民組織
- [3] 篠山町の地域住民組織
- [4] 伊丹市の地域住民組織
- [5] 住民組織のタイプと変化の方向

はじめに

さきに（紀要51号）兵庫県の六つの地域（阪神、西播磨、東播磨、丹波、但馬、淡路）の近隣つき合いと地域住民組織の参加について論じたが、次に本稿では地区における住民組織の活動および各組織間の関係について論じてみよう。

調査を実施した市町は、①豊岡市、②新宮町、③滝野町、④篠山町、⑤津名町、⑥伊丹市の六市町であるが、本稿では紙幅の関係から、1) 新宮町、2) 篠山町、3) 伊丹市を取上げ、他は次の機会に取扱うことにしたい。

[1] 研究枠組——地域住民組織の性格

本稿は前稿（紀要51号）の続編であるから研究枠組については前稿にあげたもののうち、住民組織に関する部分に一部加筆して再掲した。

(1) 地域住民組織の種類

地域住民組織には多様なものがみられる。例えば部落会、町内会・自治会、消防団、農協、商工会、婦人会、老人会、子供会、青年団、社会奉仕会などがある。これらの組織はほとんどの地域に普遍的に見られるが、加入の割合からみるといろいろの違いがみられる。そこでこれらの違いから地域の特性を考察することが出来るであろう。

L	婦人会 青年団 老人会 スポーツ・文化・ 趣味の会	I	子供会 自治会 宗教団体
J	消防団	G	自治会連合会 政治家の後援会
A	C 商店会 農協・漁協		

(2) 部落会・町内会・自治会

これらの地域住民自治組織の中で最も中枢的な位置を占めるものは部落会・町内会・自治会である。これは村・町だけでなく大都市においても等しくみられるところである。

1) 自治会の存立基盤

部落会・自治会の存立を支える基盤としては三つのものが考えられる。

その一つは村落共同体の物質的基礎である。部落会は自治体であり、共有財産の維持管理を行なっている。このような物質の共有が成員の協同を促し、村の規範が生み出されて住民の生活を規制する。普通、部落会は何らかの形で共有財に結びついているが、大都市の中においても、自治会が財産区を管理している場合がみられる。このように自治会が物質的基礎をもっているかどうかはその自治会の性格を規定する要素となっている。

第二は法制的基礎である。日本で部落会・町内会には長い伝統があり、慣行となって維持されて来たが、さらに昭和15年から法制化されて行った。しかし敗戦後の地域民主化政策によって昭和21年にはこれが廃止された。

ところで町内会の廃止に対する対処の仕方はそ

それぞれ異なっているが、当時の厳しい生活条件のなかで、相互扶助の組織が必要とされた。そこで大都市の場合でさえ、駐在員や嘱託といった形で実質的にはほとんどそのまま温存された為、行政とのつながりは弱まることなく継続している。

したがって敗戦によって法的基礎を失ない任意の親睦団体となったにもかかわらず、多くの場合、実質的には法的基礎をもつかの如く受取られているのが実状であろう。

第三は行政下請的な役割である。日本の自治会は一方で自治の機構であるとともに、他方で行政の末端機構的な役割を果して來た。行政協力の役割を果さない自治会は極めて稀であろう。大都市においてさえこの機能は普遍的にみられるものである。そしてこのことが自治会が半ば公的なものと見做される理由でもある。

そこで自治会を理解するためには行政下請的な役割をどの程度まで遂行しているか、また行政との関係がどの程度のものかを知る必要がある。

この組織は、本来、地域の住民自治を遂行するための中核的な組織であった。そこで世帯を単位とする全員加入の包括的な機能を担う集団となっている。戦前と戦中においては法制化された団体であったが、戦後は地域の民主化が遂行されたため廃止されたが、間もなく親睦団体として復活した。本来、この組織は自治の組織であるとともに、国家・行政の末端機構として作用していたが、戦後においても単なる親睦団体にとどまることなく、行政の下請的な協力を行なっている。このことは東京都区部をはじめ10大都市においても等しく見られるところである。

またこの団体は地域における住民自治活動の中核としての意味をもっているところから、青年団、婦人会、老人会、子供会などについても、これを傘下におさめ、助成していく働きを持っている。

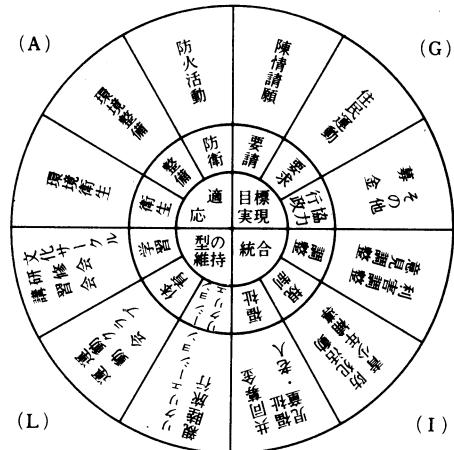
2) 自治会の機能

- ①環境適応(A)
- ②目標実現(G)
- ③学習・レクリエーション(L)
- ④統合(I)

(3) 地域社会の構造

したがって地域社会の構造は、

- ① 部落会・町内会・自治会がどのような機能

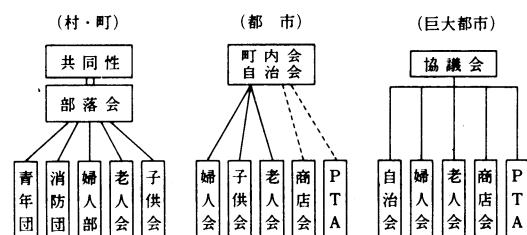


を果しているか。機能が包括的か限定されているか。自治会の機能がどの程度分化し、新しい組織が形成されているか。

- ② 部落会・町内会・自治会が他の伝統的住民組織、例えば婦人会、老人会、青年団、消防団などとどのような関係にあるか。
- ③ 新しい組織がどの程度まで形成されているか、自治会との関係はどうか。
- ④ 自治会の範囲を超える組織がどのように形成されているか。

などによって考察することが出来る。

地域社会の構造の変化の方向



(4) 地域の社会構造の変化と方向

都市化の進行にともなって社会の閉鎖性がくずれて流動性が高まることによって地域の社会構造は次第に変化を見せている。都市化に伴なって村落共同体が共同の契機を失なっていくところから住民組織の機能が変化する。ここに都市部においては産業化の進展に伴なって生産の場としての職場と消費の場としての居住地域が分化し、さらに居住地の生活も個別化しているため地域住民組織の役割は次第に衰退していく。したがって極端な

場合には自治会は親睦機能だけの組織となる。

このように社会構造は前近代社会における共同体の累積的な重層構造から、機能の分化に対応して、単一機能を担う個別的組織の集まりに変化していく。この過程の中で部落会・町内会・自治会の機能も変化し、相対的に弱体化し、地域の中核的な意義を失なっていく。これは包括的 (diffuse) な機能が分化して限定された (specific) 機能へと変化していく過程である。

このような状況では地域を組織化するためには、地域内のすべての組織を網羅する協議体の形成が要請される。これが例えば神戸市丸山の「各団体協議会」や新宮町西地区の「コミュニティ・センター運営委員会」などである。

このように地域の社会構造は未分化の包括的機能を営む部落会・町内会・自治会の独占的なあり方から、分化した個別的組織の水平的な協議体の形成へと向うであろう。

このような視点をふまえながら、以下、新宮町、篠山町、伊丹市の住民組織と社会構造を検討してみよう。

[2] 新宮町の地域住民組織

(1) 地域住民組織の種類

新宮町にみられる主要な地域住民組織は、

- ① 自治会（総代会）(43)
- ② 連合自治会
- ③ 婦人会 (54)
- ④ 老人クラブ (38)
- ⑤ 子ども会育成連絡協議会 (2,720人)
- ⑥ 青少年健全育成協議会
- ⑦ 商工会
- ⑧ 商店サービス会
- ⑨ 文化協会
- ⑩ 体育協会
- ⑪ 西地区コミュニティ・センター管理運営委員会
- ⑫ 青年団
- ⑬ 農業協同組合
- ⑭ 消防団

- ⑯ 消費者協会
- ⑰ 生活改善会（いづみ会）
- ⑱ 社会奉仕の会

などがあげられる。

L	婦人会 老人クラブ 青年団 文化協会 体育協会	自治会 I 青少年健全育成連絡協議会 西地区コミュニティ・センター管理運営委員会
A	商工会・ 商店サービス会 農業協同組合 消費者協会 消防団	連合自治会
		G

(2) 機能的分類

適応（経済）機能(A)に関連する地域住民組織としては、①小売店の連絡会としての商工会、②農民の生産・消費のための農業協同組合および③火災への適応機能を担当するものとして消防団があげられる。

目標達成（政治）(G)機能にかかわるものは連合自治会があげられる。これは地域住民の自治活動を営むとともに、町全体の福祉の向上を目指す組織である。

統合機能(I)を担う組織としては、①自治会と、②青少年健全育成連絡協議会および西地区の場合にはコミュニティ・センター管理運営委員会が存在している。

型の維持(L)の機能を果す組織としては、①婦人会、②老人クラブ、③青年団、④文化協会、⑤体育協会をあげることが出来る。

これらの組織の中からいくつかを選んで、その構造と活動について述べたい。

(3) 組織の構造と活動

1) 自治会

新宮町は昭和26年に西栗栖村、東栗栖村、香島村、越部村と旧新宮町が合併して現在の新宮町が生まれた。43の大字は旧町村をもとに西地区、東地区、北地区、南地区、中地区を形成している。

自治会は三つのレベルで組織されている。大字毎に自治会を結成し、区長（旧惣代、現在は自治会長）が選ばれ地区を代表している。次に五つの旧町村毎に自治会長会があり、財産区も管理して

いる。さらにこれらの自治会長会の上に連合自治会が形成されている。

① 自治会の役員、各自治会では、会長、副会長、会計のほかに、協議員と隣保長を選出し、これによって会を運営する。任期は2年間である。

② 活動

1. 活動として最も重要なことは町の行政に協力することである。そのため偶数月の第1土曜日に連絡役員会が開かれている。
2. 第2は地区の生活条件を改善し向上させるための陳情・請願を行なうことである。
3. 第3に眼に見えない役割として、地区内のものめごとをうまく治めることである。町会議員であれば票に関係するので、仲介に立ちにくいので、この役割が区長(自治会長)のところに回って来ることが多い。最近は個人の権利意識が高まっているので、もめごとが増える傾向にあるが、土地のいさかいも農業委員会から区長のところに調停を依頼しに来る。
4. 第4に、防火・防犯活動がある。防火活動として、4月21日、婦人会で消火栓の操作の訓練をやっている。
5. 第5に環境衛生活動としては週一回の町のゴミ収集のあと片づけは婦人会で行なっている。また、年1回、町で呼びかけて全戸で空カンの収集や雑草抜きなど町を美しくする運動を実施している。
6. 寄付については古本を集めて売り、その金を交通遺児、身体障害者に寄付している。共同募金は町からの連絡によって行なう。

この外にお寺のお札と、お宮の寄付がある。

7. 第7に、親睦行事としては自治会で慰安旅行が実施されている。また新年会、敬老会なども行なわれている。
8. 会費は橋、道路、消防団の維持費を含め、約6,000円を2回に分けて、均等に徴収するところと、三段階ぐらいの等級に分

けて徴収するところもある。

2) 連合自治会

連合自治会は43人の区長(自治会長)によって構成されている。

会の役員は、会長(1)、副会長(2)、会計(1)、理事(10)、幹事(3)から成っており、4月に改選する。

会合は年に2、3回開かれるが、これには町長が出席してあいさつする。

主な活動は町全体に関連した問題について行政と協力し、町のため陳情・請願を行なうことである。59年度中の活動についてみると、①役員会、②研修会、③兵庫県連合自治会の集会に参加、④西播磨連合自治会の集会に参加、⑤行政・町議・婦人会との懇談会に出席することなどが主なものであった。

予算についてみると、収入は①委託料(9,348,000円)、②交付金(4,835,000円)、③会費86,000円(各自治会2,000円)。

支出は①各自治会への委託料(9,348,000円)、②地区委託料(750,000円)、③研修費(1,000,000円)、④本部委託料(会場費)(400,000円)、⑤弔慰金(40,000円)などとなっている。

3) 西地区コミュニティ・センター管理運営委員会

モデル・コミュニティに指定された西地区に、昭和58年5月コミュニティ・センターが完成した。総工費は64,935,000円(県の補助、町の起債、町の助成などによってまかなわれた)であった。備品の80万円は1戸1,000円宛の寄付を集めて整備した。

- | | |
|-------------|---|
| ① 役 員 | 会長1名、副会長2名、理事若干名、監事2名、書記1名 |
| ② 参 加 団 体 | 自治会(委員9名)、婦人会(3名)、消防団(1名)、老人会(2名)、体育推進委員(1名)、町職員(2名)、文化協会・いづみ会(4名)、協議員(2名)の合計28名。 |
| ③ 例 会 | 小委員会9名でなされている。 |
| ④ 運 営 費 補 助 | 町から100万円補助を受けている。 |
| ⑤ 活 動 | |

1. 婦人会グループによる料理講習。設備が整っているので農協関係の人もここを利用する。
2. スポーツの練習や大会、15名の体育推進委員がゲートボール、ソフトボール、バーレーボールの指導を定期的に行なっている。
3. 文化グループ（消費者グループ、生活改善グループ、スポーツ文化、趣味の会、ひまわりの会など）による研修会、学習会など。

昭和59年にセンターをよく利用した団体をあげると、①カラオケ愛好会（46回）、②あみもの教室（26回）、③P T A（19回）、④3 B体操（15回）、⑤剣道教室（12回）、⑥吟詠会（10回）、⑧料理教室（8回）、⑨体育推進会（9回）、⑩婦人会（8回）、⑪同窓会（8回）、⑫ヒューマンアーツ（7回）、⑬家庭教育学級（7回）、⑭分団長会（6回）、⑮健全育成協議会（5回）、⑯木目入人形（5回）などがある。

4) 婦人会

婦人会の会則によると婦人会は西・東・北・南・中の5支部から成っている。

（目的）としては婦人の連絡協調をはかり、民主的社會の推進に寄与することである。

（事業）具体的事業としては、①支部婦人会の連絡、②知識の啓発と生活向上のための各種事業、③各種団体との連携と婦人文化の交換に必要な事業などと成っている。

（役員）会長1名、副会長2名、理事若干名、会計1名、監事2名で任期2年である。

（補助金）58年度の決算書によると町から215,000円の補助金を受けている。

（活動）58年度の婦人会事業報告書によると、主な事業としては、①社会見学、②揖保川まつり参加、③町政懇談会、④敬老会、⑤施設慰問、⑥新春対談、⑦議会傍聴、⑧「婦人新宮」の発行、⑨同和教育実践発表会、⑩理事研修、⑪西播磨婦人のつどいへの出席など

である。

59年の事業計画で新しい活動は青少年健全育成活動、愛の助け合い運動などである。

5) 体育協会

体育協会は兵庫県体育協会に加入する新宮町の組織であるが、

（事業）としては、①スポーツ大会の実施、②スポーツの知識・技術の習得、③スポーツの指導者の養成などがあげられている。

（会員）加盟団体に所属する者

（役員）役員は会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名、常任理事若干名、理事若干名、代議員若干名、監事2名

（活動）58年度の決算書によると、事業としては運動部の助成36万円、大会助成248,500円となっているが、59年度の行事予定表によると体育協会主催の大会のほか柔道、剣道、野球、ママさんバレー、スキー、ランニング、ソフトボール、バドミントン、卓球の9部および子供会連絡協、青年団の社会体育において毎月6つから9つほどの大会や合宿訓練などが行なわれている。

（助成）これには町から110万円の補助金が出されている。

6) 住民組織と地域社会の構造

新宮町の住民組織と地域社会の構造は次のように理解される。

- ① 新宮町の部落会・町内会・自治会は地区の自治の単位であり、共有財産を保持している、会費も消防団経費を含めて集められており、部落や町の維持に必要な経費が含まれている、また財産区も管理している。
- ② 自治会は、自治体であるから地区の生活にかかわることはすべて処理することが期待されており、その機能は包括的である。
- ③ 自治会は伝統的な組織、すなわち消防団、氏子組織、お寺の組織、青年団、老人会などを助成する立場にある。
- ④ 自治会と行政の関係は密接で、行政下請的な性格を強くもっている。

- ⑤ 行政の指導によって新しく形成されたものとして文化協会、体育協会、消費者協会、青少年健全育成連絡協議会、コミュニティ・センター管理運営委員会などがある。これらの組織は行政の指導によって作られたもので、県下の同じ団体と関係を持っているが、自治会とは直接の関係はない。
- ⑥ 新宮町の西地区の場合にはコミュニティ・センター管理運営委員会が出来、地区の主要な団体はすべて参加することによってセンターの運営が為されている。
- ⑦ まず市民生活の基礎的な組織として、自治会およびその連合自治会が存在している。これは伝統的な近隣組織が拡大されたものであって町民が日常生活を営むにあたって必要な統合・親睦の機能を果している。
- ⑧ 自治会は町民から会費を一括して徴収しているので、財政的力をもっている。他の組織は財力にとぼしく、町などからの補助金に頼っているのに対して自治会だけが自主的財源をもち、婦人会、老人会、青年団、子供会などに補助金を出しているところもあり、関連機構としてこれらの組織に強い影響を与えている。

そこで新宮町の社会構造は基礎的で有力な組織としての自治会の下に、これと関連の深い青年団、消防団などの伝統的組織と行政主導によって形成された近代的組織が結合したものであるといえよう。

7) 変化の方向

このような村落共同体的な構造に変化をもたらす動きがみられ、これが進行している。

その一つは行政指導による組織づくりである。例えば体育協会は兵庫県の体育協会の新宮支部である。婦人会や文化協会なども同様により大きな組織の下部機構をなしている。

この種の組織は行政の指導と、補助金を受けているところから、組織の構成と運営は合理的になされている。このような行政主導の組織化が、先の自治会中心の村落構造に近代化の圧力を加えることに成っている。

またもう一つの変化を生み出す動向としては西地区のコミュニティ・センターの運営委員会の成

立である。これは先に示したようにコミュニティ・センターを管理運営するために組織されたものであるが、これには地域の主要な組織が網羅的に参加することが期待されている。西地区の場合にも自治会、消防団、婦人会、老人会、体育協会、文化協会、P T Aなどが役員として参加している。

このような協議体の組織化によって地区の総意を反映させようとしているが、このような運営方法が伝統的な地域のあり方に影響を与えることは言うまでもない。

したがって新宮町は依然として自治会を基礎的な組織として組織された社会であるが、次第に近代的な組織が形成されつつある。しかしながらこれらの近代的な組織が基礎構造と調和的に併存しており、必ずしも基礎構造をつきくずして全く変化をとげるという方向には向っていない。しかし長期的にみれば町の基礎構造は次第に変化していくであろう。

(資料)

新宮町連合自治会の活動

(昭和59年度)

59. 4. 18	総会
5. 7 ~ 8	研修旅行
5. 21	役員会
5. 26	西播磨連合自治会長会総会
7. 9	総会
7. 20	兵庫県連合自治会役員会
8. 6	西播磨連合自治会長会
8. 8	役員会
8. 21~22	西播磨連合自治会長会研修会
10. 15	役員会
10. 25	兵庫県連合自治大会
11. 21	西播磨連合自治会長会
11. 25	研修会
12. 5	行政とのこん談会
60. 1. 16	役員会
1. 19	西播磨連合自治会長会
2. 7	町議会議員とのこん談会
3. 5	町婦人会とのこん談会
3. 27	役員会

昭和60年度 新宮町連合自治会予算（案）

収入の部				
区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 委託料	9,348,000	8,200,000	1,148,000	
2. 会費	86,000	43,000	43,000	43人×2000円
3. 交付金	1,835,000	1,610,000	225,000	
4. 雑入	300,000	300,000	0	県広報配布手数料外
5. 前年度繰越金	12,176	64,151	△51,975	
計	11,581,176	10,217,151	1,364,025	

支出の部				
区分	本年度予算額	前年度予算額	比較	説明
1. 自治会長委託料	9,348,000	8,200,000	1,148,000	
2. 地区委託料	750,000	700,000	50,000	
3. 研修費	1,000,000	1,000,000	0	研修旅行外
4. 本部委託料	400,000	230,000	170,000	総会場費外
5.弔慰金	40,000	30,000	10,000	見舞金外
6. 諸費	40,000	40,000	0	
7. 予備費	3,176	17,151	△13,975	
計	11,581,176	10,217,151	1,364,025	

新宮町体育協会規約(案)

第1章 総則

第1条 本会は新宮町体育協会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会は兵庫県体育協会に加盟し、事務局を新宮町教育委員会内に置く。

第3条 本会は地域社会におけるアマチュアスポーツの振興と普及、奨励につとめ新宮町民の健全な心身の育成をはかることを目的とする。

※アマチュアスポーツとは、原則としてオリンピック競技種目を主体とする日本体育協会及び兵庫県体育協会を構成する各種目団体の種目名称をもつ団体を指す。但し、本会の理事会において特に承諾を得たものはこの限りでない。

第4条 本会に加盟する団体は部として理事会の承認を得なければならない。

第5条 本会は前条の目的を達成するために次の

事業を行なう。

- 1項 各種スポーツ大会の実施と後援。
- 2項 スポーツ知識、技術の習得のための諸事業を行なう。
- 3項 スポーツ指導者、団体の育成に関すること。
- 4項 その他本会の目的達成に必要な事業を行なうこと。

第2章 組織・会員

第6条 本会は次の会員でもって組織する。

- 1項 本会加盟団体に所属する者を会員とする。
- 2項 本会の趣旨に賛同し、かつこれを援助しようとする個人を賛助会員とする。

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名 (2)副会長 2名
- (3)理事長 1名 (4)副理事長 1名
- (5)常任理事若干名 (6)理事若干名

- (7)代議員若干名 (8)監事 2名
2. 本会に参与若干名を置くことができる。
 3. 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
 4. 役員は任期満了後でも後任者が就任するまでその職務を行う。
- 第8条 役員の任務及び選任は次のとおりとする。**
- (1)会長は理事会において互選し総会の承認を受ける。
会長は本会を代表し会務を総括する。
 - (2)副会長は理事会において互選し総会の承認を受ける。
副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその業務を代行する。
 - (3)理事長は理事会において推挙し会長が委嘱する。
理事長は本会の会務を統轄し業務の運営にあたる。
 - (4)副理事長は理事会において推挙し会長が委嘱する。
副理事長は理事長を補佐し事故あるときはその業務を代行する。
 - (5)常任理事は会長が委嘱する。
常任理事は本会の常務を運営する。
 - (6)理事は各種目的団体(部)において選出する。
理事は部を統括し活動を報告する。
 - (7)代議員は部において選出する。
代議員は部の業務を運営する。
 - (8)監事は会長が委嘱し本会の会計を監査する。
 - (9)本会は地区・各種団体・体育指導委員より理事を選出することができる。
- 第3章 会議**
- 第9条 総会は本会の全役員をもって組織し会長がこれを召集する。**
2. 総会は全役員の2/3以上の出席をもって成立するものとする。

3. 総会では次の事項を討議する。
 - (1)会長・副会長の承認。
 - (2)予算・決算の審議及び承認。
 - (3)本会の解散に関する事項。
- 第10条 常任理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事をもって構成し会長が召集する。**
2. 常任理事会は会長が議長を努め本会の運営に関する重要事項について審議する。
- 第11条 理事会は理事長が召集し、常任理事・理事をもって構成する。**
2. 理事会は理事長が議長を努め本会及び部の運営に関する必要事項を審議する。
- 第12条 各会議の議決は出席者の過半数をもって決する。**
- 第13条 本会は常任理事会の議決を経て専門委員会を設けることができる。**
- 第4章 会計**
- 第14条 本会は加盟する団体より会費をとることができる。**
- 第15条 本会の経費は補助金・寄附金・その他の収入をもって支弁する。**
- 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。**
- 第5章 附則**
- 第17条 本規約の施行に関し必要事項は常任理事会の議決を経て会長が別に定める。**
- 本規約は昭和56年 月 日より施行する。

昭和58年度 新宮町体育協会決算報告書

収入の部

(単位：円)

科 目	当初予算額	予 算 現 額	決 算 額	比 較	備 考
補 助 金	1,100,000	1,100,000	1,100,000	0	町より
諸 収 入	8,596	28,596	46,801	18,205	預金利子 2,951 揖保川まつり行事委託 20,000 その他 23,850
繰 越 金	131,404	131,404	131,404	0	
合 計	1,240,000	1,260,000	1,278,205	18,205	

支出の部

科 目	当初予算額	予 算 現 額	決 算 額	比 較	備 考
会 議 費	200,000	186,980	185,750	△ 1,230	総会 82,700 スポーツのつどい 18,900 ロード・レース大会 62,950 理事会等 21,200
事 業 費	800,000	755,250	755,250	0	
運動部助成費	360,000	360,000	360,000	0	@40,000×9
大会助成費	280,000	248,500	248,500	0	大会（柔・剣道、小学生ソフト、卓球、小学生駅伝） 講習会（バドミントン、野球）
使用料及賃借料	50,000	50,000	50,000	0	会場使用料
備品購入費	80,000	78,750	78,750	0	
負補交	30,000	18,000	18,000	0	郡体連絡協大会参加料
事務局費	150,000	140,220	140,220	0	
役務費	25,000	17,200	17,200	0	切手代
消耗品費	15,000	13,020	13,020	0	ハガキ、マジック等
負補交	110,000	110,000	110,000	0	県・郡体協負担金
予備費	90,000	177,550	177,550	0	グランド整備 72,550 揖保川まつり 20,000 青年団祝金 50,000 慶弔金等 35,000
合 計	1,240,000	1,260,000	1,258,770	△ 1,230	

収支 収入済額 1,278,205円

支出済額 1,258,770円

差引残額 19,435円 は次年度へ繰越します。

上記の決算は、監査の結果正確であると認めます。

昭和59年5月7日

監事 内 海 彰
三 木 聖 雄

昭和59年度 新宮町体育協会年間行事計画一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
体協	ママさんソフトボール大会/29	柔剣道大会(剣道)/27	町内競路卓球大会/24	夏季バレーボール大会/29			小学生バドミントン大会/7	郡体協(バドミントン)大会/4	マラソン記録会			
柔道	香寺町大会/1 1/22 椎保川町大会/24	柔剣道大会/24			キャンプ合宿	昇級試験	県柔道大会参加	赤穂義士大会				6年生を送る会 南津町大会参 加
剣道	揖斐大会/29	柔剣道大会/27	全日本編成大会	長野旗人大会				揖斐志館大会	越年大会			6年生を送る会
野球	春季大会/3/18-25, 4/1	議長杯野球大会/13-27	→6/4	夏季大会/22-29	秋季大会/2-9・16	郡体協野球大会/28, 11/4	会長杯代表選考大会					
スキーリング				夏季大会/29	西播大会/8/19				冬季大会12/4			
ソフトボール			夜間ハイク		クラブ合宿		トレンジング開始	町民スキーコース宿泊	町民スキーコース宿泊	検定会		
春季大会	毎週月・木例会	さつきマラソン参加/6		合宿		陸上記録会		竜野市駅伝参加/山崎ロードレース/13	赤とんぼレー ス参加/1月13日	小学生駅伝大会参 加		
春季大会	春季大会/15		夏季大会			秋季大会		会長旗争奪大 郡協ソフトボーリング大会				他市町親善大会
ハンドボール	春季大会	竜野市民大会参加	姫路市民大会参加				指導大会参加	小学生バドミントン大会				童野路新入会員参加
卓球	春季大会	竜野市民大会参加	姫路市民大会参加				指導大会参加	小学生バドミントン大会				
子連協	他会場(定期)見学(連絡)	他市町交流大 会(定期)クラブ	指導大会参加	夏休み卓球教室	→合宿(6回)郡市町対抗卓球大会	小学生交流大会相生オープイング		町民卓球大会参 加	町民卓球大会参 加			
青年団	町民スポーツのつどい/20		町内競路卓球大会/24	子ども会球技大会/8	西播磨筋地 区球技大会/5			ドッヂボール 大会/11		歩こう会		
				→	青年大会参加	小学生球技大 会(バーチ)						成人松賀ロード・レース大会
					水泳記録会							少年少女スポーツ大会(サッカー・バスケット)

[3] 篠山町の地域住民組織

(1) 主要な地域住民組織

篠山町の主要な住民組織は次のようなものである。

1) 町惣代会

11小学校区毎（篠山、八上、畠、城北、岡野、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋）

2) 部落会（150）

3) 土地改良区

（篠山川、波々伯部、小多田、曾北、大芋、後川）

4) 文化協会（城東）

（書道、川柳、俳句、手芸、水墨画、ちぎり絵、詩吟、コーラス）

5) 篠山町老人連合会

6) 城東中年婦人会

7) 城東青年団

8) 保健衛生推進協議会

9) いづみ会

10) 愛育班（後川校区）

11) 消費者協会

12) 健康づくり推進協議会

13) 城東体育協会

14) 城東野球少年団育成会

15) 篠山町農業生産組合協議会

16) 篠山地方観光協会

17) 篠山菊花同好会

18) デカンショ祭振興会

19) デカンショ節保存会

20) ディスカバー篠山グループ

などである。

L 婦人会 青年団 体育協会 観光協会 文化協会	I 部落会
A 土地改良区 消費者協会 農業生産組合 消防団 保健衛生推進協議会	G 町惣代会

(2) 機能的分類

適応機能(A)としては生産活動の条件整備として「土地改良区」があり、さらに「農業生産組合」がある。また消費者を守るものとして「消費者協会」があり、環境衛生に関するものとして「保健衛生推進協議会」がある。さらに火災に対処するものとして「消防団」がある。

目標達成機能(G)としては「町惣代会」がある。これは町民全体の要求をとりまとめて行政に要請すると同時に、町の行政に協力する際のパイプ役を果している。

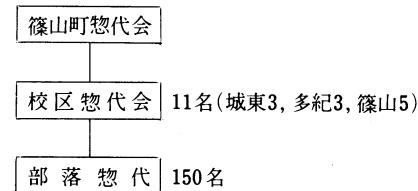
統合機能(I)としては部落会がある。これは自治の最少の単位であり、住民の融和をはかる働きをしている。

型の維持機能(L)を果すものとしては文化協会、婦人会、青年団、体育協会、観光協会などがみられる。

(3) 部落会・惣代会

篠山町の地域住民組織のなかで最も重要なものは部落会・町惣代会である。これは次のように三つのレベルで組織されている。

1) 地域の社会構造



2) 篠山町惣代会

篠山町惣代会は会長1名、副会長2名、理事11名から成っている。

① 役員の選出

昭和50年篠山町、城東町、多紀町の3町が合併して新らしい篠山町となつたいきさつから、校区惣代は城東地区（日置、雲部、後川）3名、多紀地区（福住、村雲、大芋）3名、篠山地区（篠山、八上、畠、城北、岡野）から5名、合計11名が150名の部落惣代の互選で選出される。この11名が篠山町惣代会の理事となる。この中から選考委員4名を選びこれが会長と副会長を決める。

② 主な活動

町の惣代会の主な活動は地区惣代会の調整、県連合会との連絡、町長・町役場との交渉・連絡で

ある。

年2回の惣代会総会には町長が出席し、町の行政についての説明があり、協力を要請する。惣代会の協力なしには町の行政は円滑に運営され得ないので町長も惣代会を重視している。また市民も町会議員よりも惣代会の役員を重くみている。

このように惣代会の機能は住民の生活と福祉の向上を実現させることにあるが、それは主に行政を通して実現されるから、おのずと行政協力を推進することに成っている。

③ 篠山町惣代会の運営費の財源

町の惣代会の財源としては町の助成金20万円のほかに県のアンケート調査の委託費などがあてられている。

④ 惣代の役割

いすれの部落においても惣代は農業生産組合長を兼任している外、土地改良委員の理事や公民館の運営委員長や館長を兼任する人が多く、さらに社会福祉協議会、同和教育協議会の役員など多くの役職を兼ねている。

また最近ではデカンショ祭などの実行にも部落会の協力を求められている。

このように惣代は地元の名望家であり、行政協力者である。

惣代は部落の葬儀委員長を務めて住民の福祉の向上をはかる。また幼稚園、小学校の入学式には来賓として祝辞を述べる外、町会議員選挙に際しては選挙参謀となったり、相談役として活躍する。

さらに隣家との境界線をめぐる争いの調停役や立合人なども惣代に依頼される。

要するに惣代はムラの生活の万般にわたって奉仕する役である。

④ 城北地区部落会

この部落会は伝統的な村落共同体であるが、現在のような組織運営をとるように成ったのは昭和39年からである。

1) 組織の構造（右上の組織図）

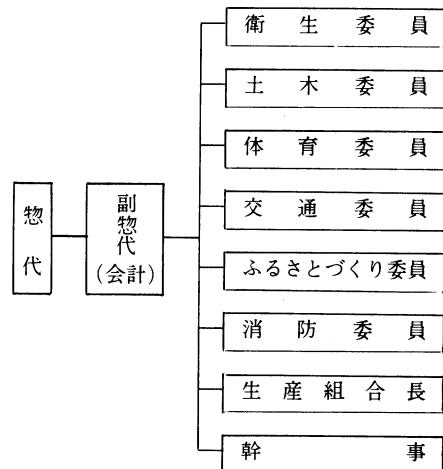
2) 代表者のえらび方

任期は1年、13隣保の長による互選

3) 活動

① 環境衛生に関すること

② 河川の改良工事や圃場整備事業などに関連したこと



- ③ 住民の体育活動や運動会に関すること
- ④ 交通整備について
- ⑤ 町の「ふるさとづくり」に協力することなどがある。

4) 会費

会費は①均等割、各戸当り年5,500円および②資産割（固定資産税の $\frac{15}{1,000}$ ）があって合計で平均7,500円ぐらいである。

5) ムラ入

この地区は篠山鳳鳴高校に近い地区であるので、近年、非農家の転入者が多いところから、ムラ入りには入会費は徴収していない。

6) 共同体の労役義務

会費の他に部落の神社、寺院の補修のための労働に従事する義務がある。この労働には戸主が出ることが原則とされているが、若し代理として女性が出た場合には差額の不足分として300円徴収される。

7) 火事見舞

住民の共同体意識を高めるため、火事見舞として1戸100円づつ別に徴収する。

（5）大芋地区タツガネ部落会

1) 組織の構造（次頁の組織図）

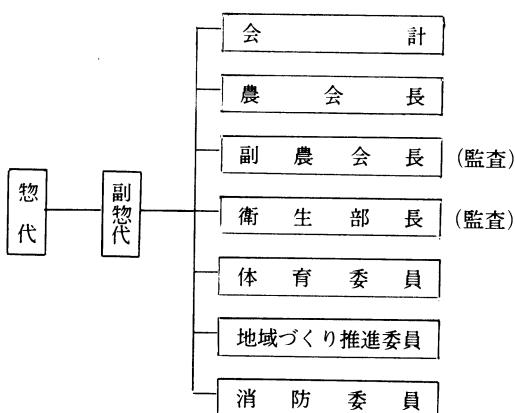
この部落は城北地区に比べより農業の割合の多い地区であるところから部落会の役員に農会長が加わっている。

2) 代表者のえらび方

任期2年で投票によって決める。

3) 会費

会費は資産額による差額制、年に2,000円～



20,000円、また地区内のゴルフ場からは40万円を協議費として徴収している。

4) ムラ入り

ムラ入りに際して酒5本程度を持って挨拶がなされる。入会費は不要

(6) 観光関連団体

1) 観光資源と観光イベント

近年、篠山町は観光事業に大きな力を入れ地方の文化の香りの高い町としての評価を受けるようになってきた。

その例としては

- ① デカンショ祭り
- ② ABCマラソン
- ③ 春日能

があり文化財としては

- ① 篠山城跡の史蹟
- ② 篠山歴史美術館
- ③ 丹波古陶館
- ④ 能楽資料館
- ⑤ 武家屋敷
- ⑥ 妻入商家群

があり、これらを観光資源として保存整備している。

2) 観光関係地域団体

観光の町としての篠山町にとって観光関係の地域団体は重要な意味をもっている。

- ① 丹波立杭焼陶器祭実行委員会（町より補助10万円）
- ② ABCマラソン実行委員会（補助5万円）
- ③ デカンショ祭振興会（補助108万円）

町長を会長とし「町内各種団体、関連機

関をもって組織」されており、加入者103名、事務所は商工会に置かれている。

- ④ デカンショ節保存会
- ⑤ ディスカバー篠山グループ
会員39名から成るボランティア・グループで日曜祭日に観光客の案内をしている。
- ⑥ 観光協会（会員240名）

3) 篠山地方観光協会

- ① 昭和39年に発足
- ② 会長は商工会長が兼務
- ③ 昭和53年には多紀郡全体にわたる篠山地方観光協会となる。
- ④ 活動の中心は篠山町で会員も篠山町が最も多い（120～130人）。
- ⑤ 活動の目的は観光事業の促進を通して地域開発や社会開発を目指している。
- ⑥ 具体的活動は

- 1) デカンショ祭の駐車場の受付
- 2) 城跡周辺に桜の苗木を植える。
- 3) ABCマラソンの準備と補助活動
- 4) 篠山城復元運動

(7) 住民組織と地域社会の構造

1) 篠山町の自治会は基本的には部落共同体の性格を持っているものが多く、そのほとんどは財産区という物質的な基礎をもっている。したがって部落会費には消防団の維持費や橋・道路の補修費なども含まれている。

2) 部落会・町内会・自治会の機能は限定されおらず、町の行政指導もすべて具体的には自治会を通して為されている。したがって自治会の役職には土木委員、衛生委員、体育委員、町づくり委員、交通委員、消防委員などがあり、あらゆる機能を包含している。したがってその機能は無限定（diffuse）であるといえよう。

3) 自治会は地域社会の中心的な組織として、他の伝統的な組織（青年団、消防団、婦人会、民子組織）に対して助成を行なっている。

4) 自治会は行政の末端機構の役割を担わされている。すべての行政サービスは自治会を通して為されており、自治会の協力なしには町の行政の運営は不可能である。

5) 篠山町において住民組織や住民活動のなかで新しい方向は体育およびクリエーション・

観光の面に現われている。例えばデカンショ祭、ABCマラソン、篠山城の再建運動などは全く新しい組織を構成して運動がすすめられており、自治会もこれに応援する形となっている。これらの新しい動きが、村の社会構造をどのように変えていくかが今後の問題である。

6) 観光協会やデカンショ振興会などはボランティア・ベースで自治会を超えたものとして組織されている。しかしこれらの組織は自治会とは別の領域のものであり、全町にわたって組織されているわけではない。

7) これらの新しい組織は生活の一局面にすぎず、全町に及ぶことはない。

(資料)

篠山地方観光協会昭和59年度事業計画

1. 基本方針

現観光協会が郡一本になって6年、時あたかも近畿舞鶴自動車道の開通を目前にひかえていよいよ広域的なプロジェクトや連携をいかす時期が到来したと言えましょう。あらゆる困難をのりこえて、着々と積みあげてきた過去の実績を基盤として、郡・県レベルの事業推進は勿論、住民の生活を支える農業、工業、商業の有機的な連携プレイへの橋わたしは当協会の最も大きな使命であります。

このような観点から、本年度は次のような重点目標をもって事業を展開したい。

- ① 来たるべき「丹波の国の祭典」にそなえて、各町、県行政当局並に郡内商工会、農協等と積極的なプロジェクトづくりへのとりくみ
- ② 観光案内、接遇に関する事業強化
- ③ 特産品の生産販売に関する啓蒙、開発、PR
- ④ 観光関係者に必要なマニュアル作成
- ⑤ 観光宣伝刊行物、絵ハガキ等の作成、配布
- ⑥ 協会内部組織の強化

2. 事業計画

[広報宣伝事業]

観光資源の宣伝、郷土名産品の紹介及びマスコミ関係者との連絡を密にしながら効果的な宣伝活動を推進する。

1. 宣伝紹介各種印刷物の配付
2. 機関紙“多紀の四季”発行
3. “篠山地方へのいざない”改訂発行
4. “篠山四季の水絵”絵葉書作成配付
5. 観光ポスター作製配付
6. 観光写真コンクールの実施
7. 報導関係者への資料、情報提供及び取材協力
8. 随時旅行業者へ宣伝資料を送付し旅客誘致を計る
9. 観光写真の撮影、資料を収集し各種宣伝に活用

[観光開発事業]

観光案内標識、案内版を整備し、受入れ体制の充実及び観光資源の調査研究後、観光情報をまとめること。

1. 観光案内標識の設置
2. 観光マニュアル作製
3. 観光入込調査の実施
4. 観光提言募集

[物産推進事業]

物産開発及び観光物産展等、機会があるたびに特産品を広く紹介していく。

1. 栗拾い松茸狩りチラシ作製
2. ぼたん鍋チラシ作製
3. “丹波篠山うまいもの”パンフレット配付
4. アイディア土産品コンクールの実施
5. “物産を語る会”の開催
6. “丹波の工芸品”パンフレット作製準備

[観光意識の普及、啓発事業]

観光意識の普及、啓発及び文化の振興と郷土意識の啓蒙を各種団体と共に取組む。

1. 観光関係シンポジウムの開催
2. ふるさとバスツアーの実施
3. 観光関係従業員の接遇改善向上講習の実施
4. 観光先進地視察研修の実施

[協賛、協力事業]

自治体及び関係団体との相互協力により地域文化、観光の向上に努める。

1. 第12回篠山春日能
2. 第24回多紀連山“山開き”
3. 第3回高城まつり
4. 第4回大国寺と丹波茶まつり

5. 第32回デカンショ祭
 6. 第7回丹波立杭焼陶器まつり
 7. 第49回篠山町菊花展
 8. 翁奉納
 9. 兵庫県観光連盟事業協賛
 10. 兵庫県物産協会事業協賛
 11. 猪名川渓谷県立自然公園協会事業協賛
 12. 北近畿観光連盟事業協賛
 13. 氷上郡観光連絡協議会事業協賛
 14. ディスカバー篠山グループ事業協賛
 [その他]
 1. 関連機関との連携強化
 2. 組織の充実強化
 3. 広域行政との対談

3. 収支予算篠山地方観光協会昭和59年度予算書

(単位：円)

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増減額(△)	備 考
項	目				
1. 会 費	1. 特別会費	(1,880,000)	(2,040,000)	(△160,000)	各町、農協商工會
	500,000	500,000	0	0	
	2. 一般会費	1,000,000	1,000,000	0	
	3. 賛助会費	20,000	30,000	△ 10,000	
	4. 入会金	10,000	10,000	0	
	5. 過年度会費	350,000	500,000	△150,000	
2. 補 助 金	1. 町村会	(500,000)	(100,000)	(400,000)	篠山町
	100,000	100,000	0	0	
	2. 県補助金	0	0	0	
	3. 町補助金	400,000	0	400,000	
3. 事 業 収 入	1. 物産事業収入	(200,000)	(200,000)	(0)	
	100,000	100,000	0	0	
	2 そ の 他 事 業 収 入	100,000	100,000	0	
4. 受託事業収入	1 町 受 託 事 業 収 入	(0)	(400,000)	(△400,000)	
		0	400,000	△400,000	
5. 雜 収 入	1. 雜 収 入	(50,000)	(50,000)	(0)	
		50,000	50,000	0	
6. 繰 越 金	1. 繰 越 金	(763,475)	(1,415,652)	(△652,177)	
		763,475	1,415,652	△652,177	
合 計		3,393,475	4,205,652	△812,177	

支出の部

(単位：円)

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増減額(△)	備 考
項	目				
1. 事 業 費	1. 一般事業費	(2,250,000)	(3,000,000)	(△750,000)	
		2,050,000	2,500,000	△450,000	
		200,000	100,000	100,000	
		0	400,000	△400,000	
2. 会 議 費	1. 総会費	(400,000)	(400,000)	(0)	
		300,000	300,000	0	
		100,000	100,000	0	

科 目		本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増減額(△)	備 考
項 目					
3. 管理費		(500,000)	(500,000)	(0)	アルバイト 郵送料、印刷代他 県物産協会費 県観光連盟会費 日本観光協会 猪名川渓谷 県立自然公園協会会費
	1. 人件費	100,000	100,000	0	
	2. 旅費	50,000	50,000	0	
	3. 研修費	100,000	100,000	0	
	4. 事務費	150,000	150,000	0	
	5. 負担金	50,000	40,000	10,000	
	6. 渉外費	40,000	40,000	0	
4. 備品費	7. 雜費	10,000	20,000	△ 10,000	
5. 予備費		(143,475)	(205,652)	(△ 62,177)	
合 計		3,393,475	4,205,652	△812,177	

[6] 伊丹市

(1) 住民組織の種類

- 伊丹市に存在する主な地域住民組織は、
- ① 自治会、連合自治会
 - ② 駐輪対策会議 (57)
 - ③ 農長会 (29) (部落会)
 - ④ 婦人会、連合婦人会
 - ⑤ 子ども会連絡協議会 (15,000人)
 - ⑥ 老人会、老人クラブ連合会 (8,335人)
 - ⑦ 農業青年研究会 (青年団)
 - ⑧ 農業経営振興協会 (生産者グループ)
 - ⑨ 園芸協会
 - ⑩ 文化財保存協会
 - ⑪ ボランティア・グループ (22)
 - ⑫ 体育協会 (24)
 - ⑬ 音楽協会 (2)
 - ⑭ 演劇グループ (2)
 - ⑮ P T A 連合会
 - ⑯ 婦人共励会
 - ⑰ 働く者の美術展実行委
 - ⑱ 雇用開発協会
 - ⑲ 社会福祉協議会
 - ⑳ 公害 (騒音) 対策協議会

(2) 機能的分類

適応 (経済) 機能(A)に関連する地域住民組織としては①農長会、②農業青年研究会、③農業經

L	婦人会・連合婦人会 老人クラブ・連合会 文化財保存協会 ボランティア・グループ 体育協会・音楽協会 P T A 連合会	I	自 治 会
			子供会連絡協議会
A	農長会 農業青年研究会 農業経営振興協会 園芸協会	G	連合自治会 駐輪対策会議 社会福祉協議会 騒音対策協議会

農振興協会、④園芸協会などがある。

目標達成機能(G)に関連する地域住民組織としては①連合自治会、②社会福祉協議会、③公害 (騒音) 対策委員会などがある。

統合機能(I)を担う組織としては、①自治会、②子供会連絡協議会がある。

型の維持(L)の機能に関連するものとしては、①婦人会、②老人クラブ、③文化財保存協会、④ボランティア・グループ、⑤体育協会、⑥音楽協会、⑦演劇グループ、⑧P T A 連合会などがある。

これらの中からいくつか選んで、その構造と活動について述べたい。

(3) 自治会

自治会、町内会は172の組織が存在している。これは自主的につくられ、それぞれ独自に運営さ

れ、区域内の問題を処理している。

(組織) 会長、副会長は選挙で選ぶ。下部組織として組があり、組長は順番制をとるところが多い。自治会の中には、婦人部、老人部、子ども会を含んでいるところもある。

(会費) 月100円

(活動) ①環境衛生、②親睦、③福祉活動、④子どもの健全育成、⑤行政協力が主なものである。

(4) 連合自治会

164の単位自治会（172のうち8は未加入）には小学校区毎にブロック会を構成し、さらにこれが全体として連合自治会を構成している。

(会の構成)

自治会の協議機関として昭和41年に発足した。

(役員) 会長1名、副会長3名、理事若干名、会計2名、監事2名である。

(選出方法)

会長、副会長、会計、監事は総会において選出する。

理事は小学校区（ブロック）において選出する。

(機関) 総会、理事会、専門部会・委員会、ブロック長会、ブロック会が設けられている。

現在部会としては、①公害対策部会と、②福祉対策部会が設けられている。

(経費) 自治会よりの会費、市の補助金、その他

(活動) ①会合、②親睦、③視察・研修会、④ソフト・ボール大会、⑤地区社協づくり、⑥自治会活動補助、⑦ブロック活動補助

この連合自治会はよく組織されており、会長も前に市会議長を務めた方が就任しているところからも推察出来るように市の行政に強い影響力を持っている。

さらにここでは自治会の中に婦人会や老人会や子供会を下部組織とし保持しているところが多いために、自治連合会はその地域において基礎的な組織であり、包括的な機能を担う組織となってい

る。

(5) 地区社会福祉協議会

連合自治会が推進している地域の組織化として地区社会福祉協議会がある。これは小学校区（ブロック）毎に6年ぐらい前から結成されているもので、17校区のうちすでに13校区で結成をみている。

(構成団体)

自治会、PTA、青少年補導委員、民生委員、保護司、婦人会、J.C.、商工会、老人会、子供会など。

(組織の役員)

会長—副会長—理事—評議員

桜台地区社協の例によると、生活文化部、高年者部、青少年部、婦人部、広報部がある。

(活動) 青少年問題、老人問題、婦人問題に取組むとともに生活文化や住環境の向上をめざす。

桜台の場合には、①ソフト・ボール大会、②盆おどり大会、③市民まつり協力（花自動車）、④地区内清掃、⑤防犯パトロール、⑥地区懇談会、⑦献血運動、⑧健康づくり運動、⑨世代交流会（老人と幼稚園児）、⑩広報の発行などを実行なっている。

(6) 連合婦人会

連合婦人会は会員の相互信頼、婦人の地位向上、地域社会の発展に寄与する目的で昭和55年に発足したものである。

(組織の構成)

単位婦人会、自治会婦人部

(役員) 会長（1名）、副会長（若干名）、幹事（若干名）、会計（1名）、監査（2名）、代議員（単位婦人会の正・副議長）

(財政) 会の収入予算をみると、会費169,300円、県の補助125,000円、市の委託費10,611,000円、市の助成448,736円、事業収入1,122,915円が主なものである。

(主な活動)

①支部長会、②よもぎつみ、③こどもまつり、④昆陽池まつり協賛、⑤講座

・講演会、⑥研修会、⑦婦人サロン、
 ⑧サロン・コンサート、⑨市民まつり
 協賛、⑩救急法講習会、⑪青少年問題
 シンポジューム、⑫社会を明るくする
 運動、⑬夏休みこども教室、⑭婦人水
 泳教室、⑮敬老行事、⑯秋の交通安全
 デー参加、⑰施設訪問、⑱共同募金活
 動、⑲文化祭・歳末たすけあい運動、
 ⑳もちつき大会、㉑新春懇談会、㉒独
 居老人への寒餅配付、㉓婦人会だより
 の発行など。

(7) 老人クラブ

伊丹市では昭和27・8年ごろから老人会が存在した。現在は172の単位自治会が存在しているが、その中で143の自治会で老人会が組織されている。そのうち13は小規模である。

143の老人会が七つのブロックに分かれており、これが全体として市老人会を構成している。老人会のメンバーは婦人が3分の2で男性が3分の1ぐらいである。

(役員) 会長（1名）、副会長（2名）、常任理事（18名）、理事若干名、監事（2名）

(財政) 会費が単位の老人クラブから約213万円のほか助成金729,730円、委託金3,575,000円がある。

(活動) ①指導者講習会、②長寿のお祝いの会、
 ③洋上大学、④高年者福祉大会、⑤老人
 スポーツ大会、⑥芸能大会、⑦婦人
 会との交歓会、⑧子供とのつどい、⑨
 老人作品展、⑩歩け歩け大会などがあ
 る。

(8) 伊丹市自治会の特質

伊丹市は阪神大都市の中で阪神間に位置し、大阪市へも30分以内で通勤可能であるので、ベッド

・タウンとして戦後、急速に住宅地化がすすんだ。そこで農村社会の中にサラリーマンが来住しいわゆる混住社会となった。そして更に都市化がすすみ、いまや都市化社会と成っている。

① このような大都市圏内に位置する伊丹市では地域住民組織としての自治会は地縁の任意な親睦団体にすぎないものとなる。ことに自治会の財源は低額の会費のほかなく、地域生活の自治のための財源を保有していない。むしろ行政からの補助が重要な割合を占めている。

② それにもかかわらず、自治会は地域住民組織としては基礎的な位置を占めている。それは全住民を網羅する包括的な団体である。そこで自治会の中には婦人部を持つところがあり、老人会を援助し、子供会の面倒をみていくところが多い。自治会は単なる単一機能の集団ではなく、地域の重要な問題であれば、あらゆる事柄に関係をもつ団体とされている。

行政サービスの遂行のためには自治会の協力なしには困難であるところから、行政はこれに助成金を支出している。自治会は行政にとって最も重要な地域住民組織である。

③ さらに伊丹市では自治会の主導で地区社会福祉協議会が組織されている。現在17校区のうち13校区で結成をみている。社会福祉協議会は地域の主要組織が網羅されることに成っているので、自治会もその中の一組織として相対化される。

伊丹市においては数多くの地域住民組織が存在しているが、その中で自治会は特異な位置を占めている。それは共同体的な基盤を失なっているものの、依然として地域団体のなかで基礎的な位置を占めている。しかし社会福祉協議会の形成などを通じて自治会の相対化が進行している。

(資料)

昭和59年度 伊丹市自治会連合会事業実施報告

実施日	行事名	事業内容	人員	実施場所
4. 6	予算委員会	1.昭和59年度自治会連合会事業計画(案)について協議 2.昭和59年度自治会連合会歳入歳出予算(案)について協議 3.会則・規程の一部改正並びに整理について	10	福祉センター
14 20	会計監査 理事会	昭和58年度自治会連合会歳入歳出決算の審査(承認) 1.昭和58年度自治会連合会事業実施報告について(原案承認) 2.昭和58年度自治会連合会歳入歳出決算報告について(原案承認)	7	福祉センター

実施日	行 事 名	事 業 内 容	人 員	実施場所
5. 1 ~31	日 赤 募 金	3.昭和59年度自治会連合会事業計画(案)について (原案可決) 4.昭和59年度自治会連合会歳入歳出予算(案)について (原案可決) 5.昭和59年度自治会連合会理事推せんについて (依頼) 6.自治会連合会会則の一部改正について (原案可決) 7.自治会連合会加入の承認について コープ野村伊丹(第1) 阪神住宅自治会 フルーレ荒牧自治会 } (承認) 8.自治会連合会総会について (5月17日本開催の最終打ち合せ) 日赤社資募集増強運動に協力		伊 丹 市 内
17	総 会	1.昭和58年度自治会連合会事業実施報告並びに歳入歳出決算の承認について 2.自治会連合会会則の一部改正について 3.自治会連合会会則第5条に規定する役員(理事を除く。)の改選について 4.昭和59年度自治会連合会事業計画(案)並びに歳入歳出予算(案)について	121	市 役 所 第 7 会 議 室
5. 24	理 事 会	1.自治会連合会加入の承認について 森本高層自治会 (承認) 2.自治会連合会部会の編制について (決定) 福祉対策部会 (23人) 部 長 植田 倉一 副 部 長 内山 茂夫 ク 佐藤 清二 公害対策部会 (23人) 部 長 八田 優希 副 部 長 鈴木 嘉蔵 ク 山本 泰通	32	福 祉 セン ター
31	公害対策部会	3.地区社協推進委員会の設置について 正・副会長及びブロック長をメンバーとする (承認) 4.自治会連合会会費(自治会長)研修会について (承認) 実施予定期間 3月末頃 研 修 先 島根県頃原町 研 修 事 項 産業視察と交流会 1.昭和59年度運動方針について検討 2.部会の研修について 期 日 10月4日(木)~5日(金) 研修先 1)滋賀方面(交通状況) 2)泉州(空港問題) 執行部に一任	17	福 祉 セン ター
6. 4	福 祉 対 策 部 会	1.昭和59年度運動方針について検討 2.部会の研修について 期 日 11月11日(日)~12日(月) 研修事項等は小委員会で検討 3.自治会連合会ブロック対抗親善ソフトボール大会実施について 期 日 9月2日(日) (雨天9月9日(日))を決定 場 所 神津小学校運動場 4.募金運動について	19	福 祉 セン ター
6. 8	理 事 会	1.昭和59年度福祉・公害対策部会の運動方針について (原案可決)	41	レ 斯 ト ラ ン シ ス タ ー

実施日	行事名	事業内容	人員	実施場所
		2.部会報告事項について (福祉部会) イ) 行事予定について • ブロック対抗親善ソフトボール大会 実施時期 9月2日(日) (雨天9月9日(日)) 実施場所 神津小学校運動場 • 部会研修について 実施時期 11月11日(日)~12日(月) 研修内容 委員会で検討 • 会長親睦行事について 実施時期 60年1月18日(金) 実施種目 ボウリング 実施場所 伊丹市内 • 募金運動について……協力 (公害部会) • 部会研修について 実施時期 10月4日(木)~5日(金) 研修内容 滋賀県又は泉州方面		
6. 22	新旧役員懇談会	3.自治会連合会顧問の設置について 会則第10条の規定に伴い、宗像 薫氏を推举(承認) 新旧役員懇談会を実施	46	レストランシスター
	地区社協推進委員会並びにブロック長会	1.北部ブロックの状況について 3ブロックを結成(後日届出)	16	福祉センター
7. 23	スポーツ委員会	2.地区社協結成への取り組みについて 昭和59年度内結成を推進努力目標とする。		
25	理事会	3.コミュニティ活動等補助金交付要項について ブロック対抗親善ソフトボール大会の実施要項について打ち合わせ	1	福祉センター
		1.自治会連合会加入の承認について 県営住宅伊丹西野高層自治会(承認)	33	福祉センター
		2.理事の定数及びブロック配分数について(承認) (北部ブロックの解散と校区別ブロック結成による。) 鴻池ブロック 猪口 勝氏選出		
		3.自治会連合会員(自治会長)研修について(原案可決) 実施日 8月29日(木)~30日(木) 研修内容 頓原町産業視察と交流会 宿泊先 島根県玉造温泉		
		4.自治会連合会ブロック対抗親善ソフトボール大会実施要項等について(承認) 実施期日 9月2日(日)又は4日(日) 実施場所 神津小学校運動場 主将会議 8月19日(日)午前10時		
8. 2	公害対策部会	調停申請団と空港存廃問題について懇談会を行う。	20	福祉センター
			5	
19	福祉対策部実行委員会	1.自治会連合会ブロック対抗親善ソフトボール大会主将会議 1) 実施要項並びにルールの説明 2) 組み合わせの抽せんを実施	27	福祉センター
		2.スポーツ委員会 市民レクリエーション大会への参加について検討	9	
29 ~30	会員研修	昭和59年度自治会連合会会員研修を実施 研修事項 頓原町産業視察と自治委員会との交流	71	島根県 玉造温泉
9. 2	ブロック対抗ソフトボール大会	昭和59年度自治会連合会ブロック対抗親善ソフトボール大会実施 (結果) 優勝 緑ヶ丘ブロック 準優勝 南々 三位 昆陽里 〃 天神川	17チーム (250) 応援他 約155名	神津小学校 運動場
10	理事会	市民スポーツ祭への参加について 参加種目を検討しながら参加の方向へ	27	福祉センター

実施日	行 事 名	事 業 内 容	人 員	実施場所
9. 10	福祉対策部会	1. スポーツ祭の役員について 2. 募金委員会の委員長代行について 宮本副委員長があたる…… (決定) 3. 部会研修の日程変更について 実施時期 11月25日(日)～26日(月)に変更 研修先 香川県小豆島	13	福祉センター
10. 1 ～31	共同募金運動	昭和59年度共同募金運動に協力		伊丹市内
4 ～ 5	公害対策部 研修	泉州沖関西新国際空港設置反対連絡協議会と交流会を実施 研修事項 反対運動の経過と現況と今後の方針等について	17 協議会 4	泉佐野市 市民会館
7	福祉対策部 小委員会	部会研修の日程変更と内容等について 実施期日 11月14日(木)～15日(木)に変更決定 研修内容 工場見学と交流会	6	文化会館 会議室
25	県自連総会	第15回兵庫県連合自治会大会の開催 自治賞 2名 受賞 連合会長賞 11名	12	姫路市 文化センター
11. 8	予算委員会	昭和60年度自治会連合会事業計画並びに予算について検討	7	福祉センター
14 ～15	福祉対策部 研修	昭和59年度運動方針の実践にかかる反省と検討を行う。 その他……工場見学	14	小豆島 「静海荘」
27	交 流 会	姉妹都市、島根県頃原町自治委員会と交流会を実施	7	福祉センター 頃原町
12. 1 ～24	歳末愛のたす けい運動	歳末愛のたすけい運動に協力	12	伊丹市内
60年 1・18	自治会長 親睦会	ボウリング大会を実施 (結果) 優勝 中野西 八田 優希氏 準優勝 堀池 前田 猛氏 三位 松ヶ丘 浜田 進氏	48	長崎屋ボウル
2. 18	県連阪神 地区研修会	兵庫県連自治会阪神地区研修会 1) ブロックの名称について 2) 規約の制定について	4 猪名川町 10	尼崎高原 ロッヂ
20	地区社協 推進会議	1. 地区社協結成にあたっての問題点 2. 既成地区社協の活動内容 3. 地区社協の今後のあり方	25	労働福祉会館 6・7会議室
3. 8	抗 議	大阪国際空港における軍用機の発着について	5	大阪国際空港

昭和59年度 伊丹市自治会連合会歳入歳出決算

(単位 円)

科 目			当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	収 入 済 額	備 考
款	項	目				
会 費			668,500	669,000	676,000	
	会 費		668,500	669,000	676,000	
	会 費		668,500	669,000	676,000	160自治会
市 支 出 金			2,090,000	2,100,000	2,500,000	
	市補助金		2,090,000	2,100,000	2,100,000	
	市補助金		1,300,000	1,300,000	1,300,000	市事業補助金
	コミュニティ 活 动 費		790,000	800,000	800,000	〃

科 目			当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	収 入 済 額	備 考
款	項	目				
企業委託金		交 通 局 業 務 委 託 金	0	0	400,000	
			0	0	400,000	企画バス回覧業務委託料
社協支出金			632,000	640,000	640,000	
		社 協 交 付 金	632,000	640,000	640,000	
		社 協 交 付 金	632,000	640,000	640,000	@4,000円×160自治会
繰 越 金			490,394	490,394	490,394	

(歳 入)

(単位 円)

科 目			当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	収 入 済 額	備 考
款	項	目				
	繰 越 金		490,394	470,394	490,394	
		繰 越 金	490,394	490,394	490,394	前年度繰越金
諸 収 入	雜 入		4,106	269,606	273,528	
			4,106	269,606	273,528	
		自治会長研修 参加負担金	1,000	124,000	124,000	ボウリング大会参加負担金
		雜 収 入	3,106	145,606	149,528	預金利子他
歳 入 合 計			3,885,000	4,169,000	4,579,922	

(歳 出)

(単位 円)

科 目			当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	支 出 済 額	備 考
款	項	目				
運 営 費	管 理 費		350,000	365,000	362,920	
			240,000	258,000	256,470	
		報 償 費	55,000	26,000	26,000	永年勤続退任自治会長記念品
		交 際 費	35,000	41,000	41,000	慶弔費等(地区社協結成祝金他)
		需 用 費	45,000	61,000	60,180	事務用消耗品費等
		通 信 費	105,000	130,000	129,290	郵便電話料
		会 議 費	110,000	107,000	106,450	
事 業 費	総合活動費		110,000	107,000	106,450	総会及び理事会費用
			3,313,000	3,803,000	3,799,234	
			1,440,000	1,925,000	1,924,454	
		研 修 費	890,000	1,534,000	1,533,501	自治会長並びに専門部会研修費補助
		活 動 費	550,000	391,000	390,953	ブロック対抗ソフトボール大会 自治会長親睦ボウリング大会等
	地区社協 推 進 費		50,000	50,000	48,180	

(歳 出)

(単位 円)

科 目		当 初 予 算 額	現 計 予 算 額	支 出 済 額	備 考
款	項				
	地区社協 推進費	50,000	50,000	48,180	会議費
		1,106,000	1,120,000	1,120,000	
	ブロック 活動費	316,000	320,000	320,000	@2,000円×160自治会
	コミュニティ 活動費	790,000	800,000	800,000	@5,000円×160自治会
	広 報 費	1,000	1,000	0	
	広 報 費	1,000	1,000	0	
	負 担 金	716,000	707,000	706,600	
予 備 校	負 担 金	716,000	707,000	706,600	社協会費@3,000円×160自治会 県連合自治会費
		222,000	1,000	0	
	予 備 費	222,000	1,000	0	
歳 出 合 計		3,885,000	4,169,000	4,162,154	

歳入歳出差引額 417,768円 (昭和60年度へ繰越)

昭和60年 5月16日提出

伊丹市自治会連合会

会長 小笠原 正

[5] 地域住民組織のタイプと変化の方向

(1) 地域住民組織の組織化

地域住民組織の組織化はすべての地域において多様なやり方でなされている。

(2) 地域住民組織のタイプ

そのタイプを大きく分けると

- ① 伝統的組織 (自治会・町内会・部落会(惣代会), 青年団, 消防団など)
- ② 行政によって育成された組織 (青少年健全育成協議会, 婦人会, 生活改善会(いすみ会), 老人クラブ, 子供会, 駐輪対策会議, 社会福祉協議会, P T Aなど)
- ③ スポーツ・文化・趣味の会 (文化協会, 体育協会, 音楽協会)
- ④ 産業の協議体 (農業協同組合, 消費者協会, J . C . , 觀光協会, 園芸協会)

その中で①の伝統的組織は地域に根ざしたもので、自治を目指している。ことに自治会は地域社

会の基盤をなすものであり、行政はこの組織の協力なしには円滑に遂行されないためその協力を求めている。郡部の市町では部落惣代会が行政の動向を支配する力をもっている。しかし神戸市中央区においてはそのような影響力はない。②は行政遂行のためこれに協力すべく住民組織を形成したものであり、行政が財政的にも運営方法についても指導育成している組織である。③は、本来、個人的趣味的なものであるが、この分野にも文化行政、体育行政の一環として行政が財政的な補助を与える傾向にある。④は産業組織の協同体であって行政とは直接的な関係は薄いが、地域社会の経済的・財政的な基盤をなしている。

(3) 伝統的組織と行政

郡部の町だけでなく豊岡市においても惣代会(自治会)は行政を動かす力を持っており、行政もその協力なしには職務の遂行が不可能であることを知っているので、その協力を要請している。行政との関係は相互依存の関係にある。まず行政は惣代会(自治会)に業務を委託し、惣代会はこれに協力するとともに委託料を会の運営のための

財源としている。このような意味で相互依存の関係にある。

他方、伊丹市でも自治会に委託がなされ、相互依存の関係にある。ここでは自治会連合会は行政に対して一種の圧力団体であるが、それは唯一の圧倒的に強力な圧力団体というわけではなく、多くの圧力団体の一つにすぎない。また自治会連合会が独占的な地位を占めるのではなく、むしろ地区社協を形成して地域の総意を合成しようとしており、自治会もその中の一つに位置づけられようとしている。

さらに神戸市では自治会と行政との委託関係がなく、自治会は行政に対してそれほど強い影響力を持ち得ていない。

このように都部の市町と大都市圏の大都市では基本的な違いがみられる。

(4) 行政の遂行と行政協力組織

行政当局は行政の遂行に当って、伝統的自治組織に強く依存しているが、決してそれだけで満足しているわけではない。行政が時代の要請に応え、特定の課題について行政運動をおこす場合には、既存の組織とは別に新らしい組織を作り、これを各自治体に普及させるという方式をとっている。例えば先にあげた、青少年健全育成協議会、社会福祉協議会、生活改善会、消費者協会、文化協会、

体育協会、などがそれである。これらの組織は行政が主導して作られるところから、各自治体で完結するものでなく、県下全体の協議会が形成されている。

このような形で組織がつくられ、伝統的な組織では必ずしも十分に満されなかつた要求が充されるようになる。

(5) 行政と地域の民主化

行政主導による地域の組織化は、ともすれば伝統的な生活を守ろうとする伝統的組織に影響を与える、これを合理化に向わせる働きをもっている。例えば消費者協会を創ることによって消費生活の合理化が進められるだけでなく、消費者を保護するための活動がなされるところから地域の民主化が進められる。

また社会福祉協議会の結成によって地域の民主化がすすめられる。社会福祉協議会は地域内の福祉関係の組織や行政の関連機構が網羅されるところから、伝統的な地域組織の相対化がなされ、また福祉活動が市民全体に開かれた活動であるところから、その活動が地域に民主化をもたらす。

付記 本稿は「21世紀創造協会」の支援による調査報告書の一部である。前川往亮さんに大変お世話に成ったことを感謝したい。